

# 特別養護老人ホーム ライフ松川 入所利用約款

## 第1条 (約款の目的)

特別養護老人ホーム ライフ松川 (以下「当施設」という) は、要介護状態と認定された利用者 (以下単に「利用者」という) に対し、介護保険法令の趣旨に従って介護老人福祉施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者 (以下「保証人」という) は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## 第2条 (適用期間)

- 1 本約款は、利用者が特別養護老人ホーム ライフ松川入所利用同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 契約満了の30日前までに、利用者から当施設に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護1～5と認定された場合、契約は自動的に更新されるものとします。

## 第3条 (保証人・身元引受人)

- 1 当施設は利用者に対し、保証人・身元引受人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。
- 2 保証人・身元引受人は、利用契約に関連して法人に対して負担する債務一切につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- 3 保証人・身元引受人は前2項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように当施設に協力すること
  - ② 契約解除または契約終了の場合、事業者と連帯して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
  - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き取りとその他必要な措置

## 第4条 (契約の終了)

- 1 利用者及び保証人は、当施設に対し、30日前までに文書で通知することにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。
- 2 当施設は、利用者・保証人及び支払い連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
- ② 利用者・保証人及び支払い連帯保証人が、本約款に定める利用料金を滞納し、その支払を督促したにもかかわらず支払われない場合  
なお、保証人及び支払い連帯保証人の負担は、契約時の月額利用料金の8ヶ月分を限度とします。
- ③ 利用者が、病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ④ 利用者や利用者の配偶者、子、兄弟姉妹その他親族が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 天災地異、施設・設備の故障その他やむを得ない理由等により、当施設を利用させることができない場合。
- ⑥ 利用者が死亡した場合。

## 第5条（利用料金）

- 1 利用者・保証人及び支払い連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護老人福祉施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、サービス利用料金及び介護給付費体系に変更があった場合、利用者の経済状態等に変動があった場合、利用者の要介護状態等に変動があった場合、上記利用料金に変更されることとなります。
- 2 当施設は、利用者・保証人及び支払い連帯保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに作成し、所定の方法により交付します。利用者・保証人及び支払い連帯保証人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者・保証人及び支払い連帯保証人から1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者又は保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 利用料金の支払期限から30日間お支払いがない場合は、原則として当法人の他施設の利用ができない場合があります。

## 第6条（記録）

- 1 当施設は、利用者の介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、こ

れに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

#### **第7条（身体の拘束等）**

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用者や家族に説明を行ない、同意を得た上で実施することとします。

#### **第8条（秘密の保持及び個人情報の保護）**

1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### **第9条（緊急時の対応）**

当施設は、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設の嘱託医師に連絡する等、必要な対応を行い、利用者及び保証人が指定する者に対し、遅滞なく連絡します。また、緊急を要する場合には救急隊へ連絡し対応します。医療に関する緊急時の責任者は看護師（不在時は拘束看護師）となります。

#### **第10条（事故及び賠償責任の対応）**

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 当施設は利用者の家族等利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 3 当施設は、サービスの提供に伴って、「天災地異」等、不可抗力による場合を除き、当法人の責に帰すべき事由により「利用者の生命・身体・財産」に損害を及ぼ

した場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者にも「故意または過失」が認められる場合は、損害賠償を減額することができます。

- 4 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者・保証人及び支払い連帯保証人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### **第 1 1 条（要望又は苦情等の申出）**

利用者及び保証人は、当施設の提供する介護老人福祉施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情処理専任者に申し出ることができます。又は、備え付けの用紙（管理者宛ての文書）で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。尚、苦情等の申し出に関する詳細は別紙 4 をご参照下さい。

#### **第 1 2 条（利用契約に定めのない事項）**

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

#### **第 1 3 条（裁判管轄）**

本約款に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び当施設は、長野地方裁判所松本支部・松本簡易裁判所を一審の専属的合意裁判所とすることを予め合意します。